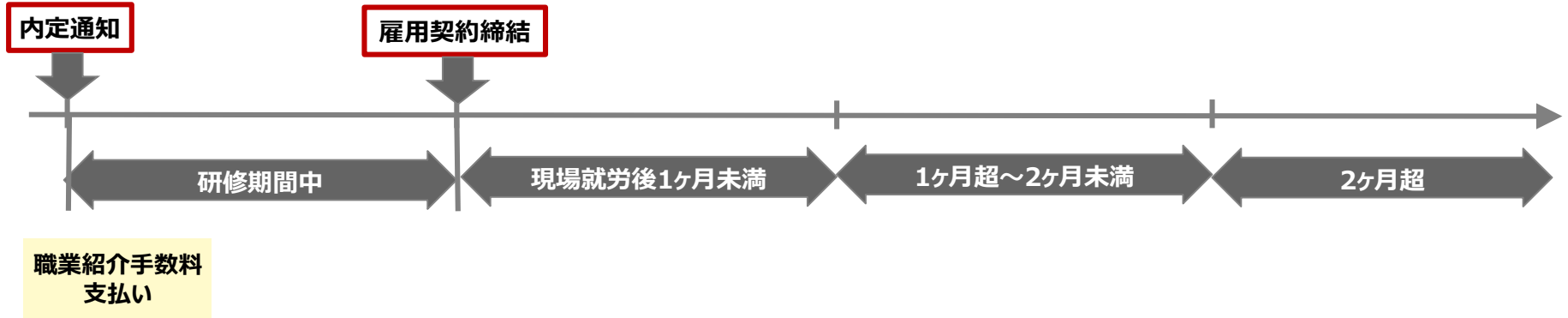


職業紹介手数料の返金について

- ▶ 職業紹介手数料については、業界慣行を鑑み求職者が就労後短期間で退職する場合には、下記基準に従い、職業紹介手数料の一部を求人者に返金いたします。



求職者先での就労実績がないことから、内定辞退の理由如何に関わらず紹介手数料を全額返金

雇用契約締結後、就労期間が1ヶ月未満である場合、紹介手数料の20%を返金

現場就労期間が1ヶ月超～2ヶ月未満である場合、紹介手数料の10%を返金

現場就労後2ヶ月を経過している場合、紹介手数料は返金しない